

# 高松市消防局の組織概要

高松市消防局は、香川県の県庁所在地である 高松市及び綾川町・三木町を事務受託し、4課・ 5消防署・4分署・4出張所・1救急ステーションで構成され、消防職員500名で管轄人口 約47万5,000人の安全・安心を担っている。

防火査察については、各署所の予防係員や防 災係員で実施し、中心となる予防技術資格者の 育成に力を入れているところである。

### はじめに

防火対象物の関係者へ消防法令違反の是正 指導を行う場合に、しばしば壁となるのが、名宛 人となる所有者との接触方法である。所有者が 遠隔地に居住している場合や、意図的に消防機 関との接触を拒む場合、また、現在のような新 型コロナウイルスなどの感染症対策のため、対 面での是正指導が困難である場合などがある。

一般的に、テナント等の家賃収入を目的とし

て防火対象物を所有している者が当該防火対象 物に居住しておらず、管理会社等に建物管理を 一任している場合は、所有者とテナント(賃借 人)との関係性が希薄であることも多く、是正指 導における大きな障害となる。

### 違反対象物の概要

香川県高松市内在住者が所有する鉄筋コンクリート造地上4階建ての特定複合用途防火対象物(16項イ)のAビル(仮称)は、1階を飲食店、2階を物品販売店舗として、3階及び4階は共同住宅として賃貸しており、各階の床面積は105.62㎡、延べ面積は422.48㎡である。

当該対象物には、消防関係法令上、消火器、 自動火災報知設備及び誘導灯の設置義務が生 じる。

# 指導経過

平成29年12月13日及び12月19日、高松市北消防署予防係3名が長期未査察防火対象物である Aビルに対して立入検査を実施した際、1階を 飲食店、2階を物品販売店舗として使用してい るのを確認し、建物全体に自動火災報知設備の 設置義務が生じたことに伴う未設置違反を覚知 した。

速やかに立入検査結果通知書を交付しようとしたが、ビル管理会社が非協力的で、所有者との仲介に難色を示し受取りを拒否した。所有者に直接指導を行うこととなったため、登記簿等により所有者を確認し、連絡が取れたのは立入検査から約3か月後であった。その際に面会は拒否され、郵送での通知を希望されたため、平成30年3月22日、不備事項を記した立入検査結果通知書を配達証明郵便で送付した。数日後、所有者から違反事項に対する改善計画書が郵送で提出された。

なお、当消防局では、平成30年4月1日から 違反対象物公表制度が開始されることとなって おり、改善計画書が郵送されるまでの間、違反 対象物公表制度が開始されることと、改善計画 書の提出を促す留守番電話への録音を計4回残 した。

提出された改善計画書については、記載されている改善予定日が翌年4月末であったことか



令和4年度に認定された予防技術資格者

**46** 「月刊フェスク」'22:11





公表通知書の投函

ら、改善意思の確認及び質問調書・実況見分 調書作成のため再度立入検査を実施しようと所 有者の携帯電話に連絡したが、留守番電話メッ セージが流れたため、立入検査を実施する旨の 録音を残した。以降、何度も電話連絡を試みた が、所有者と連絡を取ることはできなかった。

その後、占有者立会いのもと立入検査を実施 し、当該防火対象物の実況見分調書を作成し た。立入検査後、再度所有者の携帯電話に連 絡したが、留守番電話メッセージが流れるのみ であった。

さらに、所有者と話合いの機会を持とうと所有者の携帯電話に計5回連絡したが、いずれも留守番電話メッセージとなり、対面による指導は実現しなかった。

電話連絡以外にも、所有者に連絡が取れた際に指定された住所に、配達証明郵便で書類を送付したが、受取人不在で配達証明郵便の保存期間が経過したため、消防署まで返送された。容易には話合いに応じてもらえないような印象を受けたため、所有者宅へ直接訪問して是正指導を行うこととした。

#### 違反対象物の公表

平成30年4月1日からの違反対象物公表制度の開始に伴い、公表通知書を手交するため、所有者宅へ出向したが、呼鈴に応答がなく、所有者宅の郵便受けに「受領印が必要な場合は、



立会者確認のもと命令書を封筒へ

左のC事務所(仮称)まで」と記載されていたことから、C事務所の者に公表通知書を所有者へ 手渡すよう依頼する。なお、このC事務所は、 以前所有者との仲介を拒否したビル管理会社で ある。

て事務所の者は公表通知書の受領書への署名 押印を拒んだため、所有者へ公表通知書を渡し、消防署まで連絡するよう依頼した。後日、公表通知書の到達確認のため、再度 C 事務所へ出向し公表通知書を所有者へ手渡したか確認すると、「渡せていない。」と回答され、公表通知書は返 却された。

### 公表通知書の投函

所有者が強い意志で面会を拒否していることが伺え、関係書類が手交できない可能性が非常に高いことから、違反是正の推進に係る実務研修を修了した職員を中心に、全国違反是正支援アドバイザーや市政弁護士などに相談をした結果、職員が郵便受けに投函した場合も、細かく記録を取ることで到達と判断できることが分かった。

早速、所有者宅へ出向したが、呼鈴に応答がないため、郵便受けにAビルに対する公表通知書を投函し、記録撮影を行った後に、所有者の携帯電話に書類を投函した旨の録音を残した。

また、同所有者が所有するBビル(仮称)についても、別の立入検査の結果、自動火災報知設



命令書の投函

備の未設置が確認されたことから、後日、公表 通知書を手交しようと所有者宅へ出向したが、 呼鈴に応答がないため、Aビルと同様、Bビルに 対する公表通知書を郵便受けに投函し、記録撮 影を行った。投函直後に所有者の携帯電話に連 絡すると、所有者が電話に出たため、Aビルに対 する自動火災報知設備未設置違反について尋ね ると、「自動火災報知設備未設置違反だとは分 かっている。Aビルを取得してから半年も経っ ていないため、びっくりしている。」との返答が あった。複数の防火対象物に対する今後の是正 について、一度会って、話合いに応じるよう促し て電話を切り、その後、AビルBビル共に、違反 対象物として公表を実施した。

#### 所有者への警告書の交付

平成30年7月18日、Aビルに対する自動火災報知設備未設置違反による警告書を手交するため、高松市北消防署予防係3名が所有者宅へ出向したが、呼鈴に応答がないため、所有者宅の郵便受けに同警告書を投函し、記録撮影を行った。

さらに、所有者の携帯電話に連絡したところ、 留守番電話メッセージが流れたため、書類を投 函した旨の録音を残した。

警告書交付後の指導として、約2週間で計17回電話連絡し、2回通話が成立したので改善計画の確認と早期の是正を指導した。

# 直接的な接触、その後の指導

所有者への対面での指導として、一度だけ面会に成功した。「急いでいるので歩きながらで」と言われたため歩きながらではあったが、言葉を交わし、電話での指導と同様に自動火災報知設備未設置違反の早期の是正を指導することができた。

すると数日後、「所有者から自動火災報知設備設置工事について依頼があった。」と消防設備業者が来署した。しかしながら、確認を要する事項がいくつかあったため、所有者の携帯電話に連絡したが応答はなかった。その後も違反是正に向けて話合いの機会を持つために2週間で計15回連絡したが、いずれも応答はなかった。

## 行政処分を視野に入れた是正指導

所有者に対し再三再四連絡したが、一向に応対してもらえないため、所有者宅へ出向し、Aビルについては消防用設備等の設置維持命令が予定されている旨、Bビルについては、避難階以外の階は使用されておらず、当局における消防用設備等の設置に係る特例基準の要件を満たしている可能性があるため、現状を維持し、特例基準の適用を申請する意思があるかの連絡を消防署までするように記した書面を投函し、記録撮影を行った。投函後も、何度か所有者の携帯電話に連絡したが、応答はなかった。

# 行政処分 (差置送達による命令書の交付及び 標識の掲示)

平成30年11月27日14時ごろ、Aビルに対する命令書を手交するため、高松市北消防署予防係3名、立会者として香川県警から出向している香川県危機管理課職員1名及び他本部の違反是正研修実習生1名の計5名が所有者宅へ出向するも、呼鈴に応答がないため、所有者宅の郵便受けにAビルに対する命令書を投函し、記録の撮影を行った。

投函直後、所有者の携帯電話に連絡すると、 所有者が電話に出たため、Aビルに対する命令 書を郵便受けに投函したことを伝えられた。

48 「月刊フェスク」'22.11





標識設置時の状況

また、併せてAビルに標識を設置する旨の説 明をし、1階の出入口に標識を設置した。

なお、立会者として同行している香川県警か らの出向者については、命令書を交付する旨を 事前に県に相談し、協力を得たものである。

#### 是正への転換

平成31年1月30日、Aビルの自動火災報知設 備の着工届が提出され、その後、設置届が提出 された。

2月22日(命令の履行期限到来の2週間前)、 自動火災報知設備の完成検査を実施したとこ ろ、検査結果は良好であった。

同日、Aビルの違反対象物の公表及び命令を 解除し、違反の覚知から約1年2か月で自動火 災報知設備未設置違反は是正された。

また、Bビルについても、所有者から書面が提 出されて消防用設備等の特例基準の要件を満た すことが確認できたため、特例基準の適用を承 認し、違反対象物の公表を中止した。

#### 終わりに

意図的に消防機関との接触を拒む防火対象物 の関係者に対して、対面での指導1回、電話連 絡56回(うち通話6回)と、粘り強い行政指導及 び警告書等の書面での指導、さらに躊躇するこ

となく発した行政処分(命令)により違反是正に 結び付いた事案である。

対面で消防法令遵守の必要性を説明できな かったことが命令の不履行につながり、「告発」 に至るという可能性を考慮し、全国違反是正 支援アドバイザーや市政弁護士への早期相談を 行った。その結果、初期の段階から所有者への 連絡日時を細かく記録し、万が一の場合の資料 として保管していたことが、不安なく是正指導 を行うことができた要因であると考えている。

また、県警からの出向者の協力は、是正指導 を行う上で非常に心強かった。

この件を通じて、地方公務員法第13条に規定 する平等取扱いの原則のもと、何人に対しても 公正さを欠くことなく業務を遂行し、今日まで の常識にとらわれずに行動することの大切さを 感じた。

そして、1日でも早く火災発生時の人命危険 を取り除くことこそが、消防の崇高な使命であ り、そこで暮らす人々の安全・安心に直結する と再認識した。

今回の事例掲載が、同じような悩みを抱える 消防本部にとって、たとえ僅かでも違反是正指 導の一助になれば、消防職員の一人として光栄 なことである。